

社会福祉法人福寿会

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。
男性社員・・・取得率 40%以上
女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 100%以上

<対策>

- 令和8年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）
- 令和8年 10月～ 制度の周知や情報提供、体制の整備を行う
- 令和9年 4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）の実施

目標2：全社員の時間外・休日労働時間を年間平均 10%削減する。

<対策>

- 令和8年 4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施
- 令和8年 10月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施